

第8回教育委員会会議

令和7年6月24日
午後3時30分
本庁舎第11共通会議室

案 件

議案第48号

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する
第三者委員会委員の委嘱について

議案第 48 号

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する 第三者委員会委員の委嘱について

以下のとおり、「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会」委員の委嘱を行う。

1、委嘱理由

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の重大事態に該当する事案の調査審議を円滑に実施していくため、弁護士及び心理に関する有識者を増員する必要がある。

2、委嘱する者

氏名	職業	位置付け	任期
あいはら けんご 相原 健吾	弁護士	学識経験者 (弁護士)	令和 7 年 7 月 1 日～ 令和 9 年 6 月 30 日【第 1 期目】
あだち ゆきよ 足立 友季世	弁護士	学識経験者 (弁護士)	令和 7 年 7 月 1 日～ 令和 9 年 6 月 30 日【第 1 期目】
あらい くみこ 荒井 久美子	臨床心理士	学識経験者 (臨床心理士)	令和 7 年 7 月 1 日～ 令和 9 年 6 月 30 日【第 1 期目】
かねこ まりこ 金子 真理子	臨床心理士	学識経験者 (臨床心理士)	令和 7 年 7 月 1 日～ 令和 9 年 6 月 30 日【第 1 期目】
もりやま ジェニー 森山 ジェニー	弁護士	学識経験者 (弁護士)	令和 7 年 7 月 1 日～ 令和 9 年 6 月 30 日【第 1 期目】

3、選任理由

相原氏については、兵庫県弁護士会の「子どもの権利委員会」に所属し、子どもの権利に関わる幅広い見識を有しており、かつ、いじめを始めとする子どもの権利に関わる事案の対応経験が豊富である。

足立氏については、「宝塚市いじめ防止委員会」臨時委員、「神戸市内の中学校におけるいじめ調査委員会」外部委員などのご経歴があり、いじめを始めとする子どもの権利に関わる事案の対応経験が豊富である。

荒井氏については、京都市や京都府でスクールカウンセラーとして活動されており、いじめを含む、子どもが抱える問題に関しての知見が豊富である。

金子氏については、京田辺市や京都教育大学附属桃山小学校・幼稚園でスクールカウンセラーとして活動されており、いじめを含む、子どもが抱える問題に関しての知見が豊富である。

森山氏については、大阪弁護士会の「子どもの権利委員会」に所属し、子どもの権利に関わる幅広い見識を有しており、かつ、いじめを始めとする子どもの権利に関わる事案の対応経験が豊富である。

また、それぞれの専門性に加え、5名ともが児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の委員もしくは専門委員として活動された経験もある。

以上の点から、本委員会の委員に適任である。

4、引き続き委嘱する者

氏名	職業	位置付け	任期
いとう みお 伊藤 未青	臨床心理士	学識経験者 (臨床心理士)	令和7年7月1日～ 令和9年6月30日【第2期目】

5、引き続き委嘱する理由

伊藤氏はこの間、複数の本市のいじめ重大事態調査に携わっており、滞りなく調査を遂行していることから、その資質に問題がないこと、また、現在調査中の事案に携わっており、解嘱した場合に現在実施されている調査審議に支障が生じることから、引き続き委嘱を行うものである。

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員名簿

太字は委嘱

下線は再委嘱

区 分	氏 名	職 業	位置付け
常設	相原 健吾	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	足立 友季世	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	阿部 彩	臨床心理士	学識経験者（臨床心理士）
常設	荒井 久美子	臨床心理士	学識経験者（臨床心理士）
常設	安藤 麻紀	臨床心理士	学識経験者（臨床心理士）
常設	伊藤 俊樹	臨床心理士	学識経験者（臨床心理士）
<u>常設</u>	<u>伊藤 未青</u>	<u>臨床心理士</u>	<u>学識経験者（臨床心理士）</u>
常設	井上 寿美	大阪大谷大学特任教授	学識経験者（教育専門家）
常設	内田 純子	臨床心理士	学識経験者（臨床心理士）
常設	有年 麻美	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	桶谷 千晶	臨床心理士	学識経験者（臨床心理士）
常設	越智 健文	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	皆藤 希	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	金子 真理子	臨床心理士	学識経験者（臨床心理士）
常設	鎌田 裕代	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	神澤 創	臨床心理士	学識経験者（臨床心理士）
常設	岸本 由起子	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	櫛田 翔	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	笹倉 千佳弘	元滋賀短期大学教授	学識経験者（教育専門家）
常設	澤村 律子	臨床心理士	学識経験者（臨床心理士）
常設	清水 周	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	曾我 智史	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	高橋 誠	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	田中 優子	臨床心理士	学識経験者（臨床心理士）

常設	千原 雅代	臨床心理士	学識経験者（臨床心理士）
常設	成瀬 史織	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	西村 淑子	臨床心理士	学識経験者（臨床心理士）
常設	野澤 健	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	早川 僚太	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	林 揚子	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	葉山 貴美子	臨床心理士	学識経験者（臨床心理士）
常設	坂東 大士	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	藤木 邦顕	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	細田 梨恵	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	松本 千賀	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	宮光 宗司	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	森山 ジェニー	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	柳本 千恵	弁護士	学識経験者（弁護士）
常設	山下 晃一	神戸大学教授	学識経験者（教育専門家）
常設	吉田 朝香	臨床心理士	学識経験者（臨床心理士）
部会審議のみ	普門 大輔	弁護士	学識経験者（弁護士）
部会審議のみ	森澤 範子	社会福祉士	学識経験者（社会福祉士）
部会審議のみ	吉永 省三	千里金蘭大学名誉教授	学識経験者（教育専門家）
部会審議のみ	崎濱 盛三	精神科医師	学識経験者（精神科医師）

いじめ防止対策推進法（抄）

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2－3 省 略

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担 任 事 務
省 略	省 略	省 略
市長及び教育委員会	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会	児童、生徒又は幼児がその生命又は心身に著しく重大な被害を受けた事案に関する事項の調査審議並びに市長及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務（他の所管に属するものを除く。）

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する
第三者委員会規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）第2条第2項の規定に基づき、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 省 略

2 委員は、学識経験者その他市長及び教育委員会が協議して定める執行機関が適当と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱する。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 省 略